令和８年度　第３回　保倉区地域協議会

次　第

日時：令和8年8月6日（木）午後６時～
会場：保倉地区公民館　研修室

１　開　　会

２　会長あいさつ

３　議　　題

【報告事項】

・上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

・市民の消火栓使用について

【自主的な審議】

・早朝ラジオ体操の振返りについて

・町内子ども会役員との懇談会振返りについて

４　そ の 他

・次回地域協議会

令和８年１０月２０日（火）午後６時～　保倉地区公民館

５　閉　　会

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

見直し内容については、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12 月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

Ⅰ　公の施設の適正管理の見直しの概要（案）

1　見直しの概要

- 利用実態や働き方改革に合わせ、開館時間や休館日、管理手法を見直す。
- 開館時間は、屋内施設は 9 時～21 時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- 休館日は、最低でも週 1 日を基本
- 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討
- 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討

2　見直しの内容

区分	全体施設数	保倉区
開館時間の短縮、適正な開館時間の設定	172	1
休館日の増加、適正な休館日の設定	186	2
予約制の導入（利用予約のないときは閉館）	63	1
適正な管理形態（職員常駐から鍵管理等）	90	2
上記のいずれかの取組を実施	220/223	2/2

○カテゴリー別の見直し例

区分	現行	見直し案
一般体育館	9 時～21 時 月 1 日及び年末年始休館	10 時～22 時（猛暑対策） 17 時～22 時予約制 週 1 日及び年末年始休館
公民館	8 時 30 分～22 時 年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土日祝日鍵管理	9 時～21 時 週 1 日又は月 2 日、年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土日祝日鍵管理 13 区：16 時以降鍵管理

○施設見直し例①…上越文化会館（基幹的総合施設）※指定管理更新前までは従前の運用

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～22 時	9 時～21 時
休館日	第 1・3 月曜日、年末年始	月曜日、年末年始

○施設見直し例②…直江津学びの交流館（学習施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	8 時 30 分～22 時	9 時～21 時
休館日	第 3 木曜日、年末年始	水曜日、第 3 木曜日、年末年始

○施設見直し例③…ゑしんの里記念館（観光施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～17 時	10 時～16 時
休館日	火曜日、年末年始	火曜日（12 月～2 月は週 2 日）、年末年始

Ⅱ　公の施設の使用料等の見直しの概要（案）

１　見直しの概要

- 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限。特に貸館施設やスポーツ施設等の基礎的サービス施設は 1.1 倍（1,000 円以上）～1.2 倍（1,000 円未満）
- 市内の同種同様の機能を有する施設で、価格差が大きい場合は平準化する。
- 使用料等を原則 100 円単位で設定。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

２　見直しの内容

改定内容と主な施設	全体施設数	保倉区
A　基礎的サービス施設（現行使用料等の 1.1～1.2 倍） 市民プラザ、上越文化会館、雁木通りプラザ、福祉交流プラザ、各地区公民館、高田図書館、直江津学びの交流館 等	48	1
B　政策目的施設（現行使用料等の 1.5 倍） 正善寺工房、くびき食彩工房、坂口記念館、小川未明文学館	4	0
C　理論値＜現行使用料であるが改定 （100 円単位に四捨五入、現行使用料等の 1.1～1.2 倍） ゑしんの里記念館、高田城三重櫓、直江津屋台会館、各地区集会施設、各ゲートボールハウス 等	43	1
D　政策目的施設（1.5 倍）だが 1.1～1.2 倍 上越人材ハイスクール、五智歴史の里会館、埋蔵文化財センター、上越清里星のふるさと館、高田城址公園オーレンプラザ	5	0
E　同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設） リージョンプラザ上越、ユートピアくびき、高田城址公園野球場、総合体育館、上越総合運動公園、オールシーズンプール 等 【例】小体育館：一律 1,200 円、大体育館：一律 1,600 円	53	1
F　理論値＞現行額だが 50 円・100 円単位調整のみ 日本スキー発祥記念館、小林古径記念美術館	2	0
G　見直しなし（施設の状況考慮等による） やぶの川辺公園、シェアハウス大町、各有料駐車場	7	0
合計	162	3
H　100 円単位の設定（100 円以上の使用料）：146 区分→940 区分 （100 円単位でない 97 区分のうち 150 円のものが 90 区分）		

３　改定幅が大きい施設等の改定例

「B　政策目的施設（1.5 倍）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
坂口記念館	入館料（個人）	310 円	500 円	+190 円 （1.61 倍）
小川未明文学館	市民ギャラリー（1 時間）	930 円	1,400 円	+470 円 （1.51 倍）

正善寺工房	1室（1時間）	1,200円	1,800円	+600円 （1.5倍）

「E　同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
リージョンプラザ上越	市民プール個人 （小・中学生）	180円	300円	+120円 （1.67倍）
教育プラザ（体育館）	大体育館（1時間）	720円	1,200円 （+照明400円）	+480円 （1.67倍）
	小体育館（1時間）	510円	900円 （+照明300円）	+390円 （1.76倍）
上越勤労身体障害者体育館	体育館占用利用 （1時間）	510円	900円 （+照明300円）	+390円 （1.76倍）
	体育館共用利用 （1人2時間）	210円	400円	+190円 （1.9倍）
板倉北部スポーツセンター	アリーナ（1時間）	480円	900円 （+照明300円）	+420円 （1.88倍）
吉川体育館	アリーナ占用利用 （1時間）	620円	900円 （+照明300円）	+280円 （1.45倍）
	アリーナ共用利用 （1人2時間）	210円	400円	+190円 （1.9倍）

4　その他

・附属設備・備品の使用料の見直し：208区分中88区分を改定
　（備品及び物価高騰の影響が少ない附属設備は原則据え置き）
・市外在住者利用による使用料：2倍設定は143施設
・営利営業利用による使用料：3倍設定は147施設（2倍施設はなし）
・30分単位の利用による使用料設定導入施設：48施設（4つの施設カテゴリーで導入
　（地区集会施設、貸館・交流施設、生涯学習センター、公民館））

Ⅲ　今後のスケジュール

年月	適正配置	適正管理	使用料
R8.7～8	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
R8.9～10	地域協議会で後期計画案を説明	地域協議会で諮問・答申	必要に応じて地域協議会で報告
R8.12～	市議会で計画案を報告 パブリックコメント	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知	
R9.2	市議会で後期計画を説明		
R9.4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧 【保倉区】

施設No.	施設名	該当する取組		施設所管課
		適正管理	使用料	
1	学校開放体育施設		○	教育総務課、スポーツ推進課
2	保倉地区公民館	○	○	社会教育課
3	保倉体育館	○	○	スポーツ推進課

施設No.1

「学校開放体育施設」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の1.1～1.2倍とした金額に四捨五入して100円単位とした金額を改定後の使用料とします。

⑴　施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1時間	600円	510円
プール（浦川原小学校、大島小学校）	一般	1施設	200円	160円
	中学生以下	1施設	100円	110円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円
	直江津東中学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円
	春日中学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

施設No.2

「保倉地区公民館」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

開館時間・休館日は、「公共施設等総合管理計画」の適正管理の考え方に基づき、貸館の利用実態を踏まえ、利用の少ない時間帯や曜日にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位にするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで （休館日を除く、平日の午後 4 時から午後 9 時及び土日祝日は予約があるときのみ）	【条例】 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで 【実際の設定】 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで （休館日を除く、平日の午前 8 時 30 分から午前 9 時、午後 4 時から午後 9 時及び土日祝日は予約があるときのみ）

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	月曜日、年末年始	年末年始

⑶　施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
集会室 1	1 室 1 時間につき	200 円	170 円
集会室 2		200 円	170 円
集会室 3		200 円	170 円
集会室 4		200 円	170 円
集会室 5		150 円	110 円
集会室 6		150 円	110 円
研修室		500 円	440 円
調理実習室		150 円	120 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。
（例１）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算
（例２）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算
（例３）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算
※使用時間の申請・承認は 30 分単位
使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

施設No.3

「保倉体育館」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないよう平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

→　一体管理をしている保倉地区公民館の見直し内容に合わせて、利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

→　現状の運営実態に合わせて、週休 1 日の休館日を設定

区分	改定後	現行
休館日	月曜日（休日の場合は、その翌日）、年末年始	【条例】 年末年始 【実際の設定】 月曜日、年末年始

⑶　施設の使用料を次のように改定します。

→　体育室の占用利用は、照明料金を含めた額とします。市内の体育館同規模（バレーボールコート 1 面程度）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

→　多目的ホールは、同種の機能を有する施設で平準化した使用料に改定

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
体育室	占用利用	1時間につき	800円	510円
	照明設備		（廃止）	210円
多目的ホール	占用利用		400円	310円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

市民の消火栓使用について（お知らせ）

上越市防災危機管理部危機管理課

市では、消火活動には、日頃からの訓練の積み重ねに加え、消防資機材の適切な維持管理が不可欠であり、これらが十分に整わない状況では、重大な人身事故等につながるおそれがあるため、これまで市民による消火栓を使用した消火活動は適当でないとしてきました。

一方で、市民の皆様の「自らの地域は自らの手で守りたい」との強い思いに報いるために、市民の消火栓使用についての今後の方針を下記のとおりとするとともに、安全対策に向けた留意事項等及び使用までの流れを整理しましたので、お知らせします。

【今後の方針】

市民の消火栓使用について、安全対策などを講じた上で、 「使用できる」こととします。

１　安全対策に向けた留意事項等

別紙１をご覧ください。

２　消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙２をご覧ください。

３　その他

町内会には、８月５日（水）の「町内会長まちづくりの集い」において説明しました。

安全対策に向けた留意事項等

別紙1

上越市 JOETSU CITY

留意事項

【消火訓練】
- 消火栓を使用した消火活動を安全かつ適切に行うため、町内会及び自主防災組織を実施主体とした消火訓練を年１回以上実施するものとする。
- 消火訓練に当たっては、必要に応じて市、消防局（消防署）及び消防団からの助言を受けるものとする。

【消火活動】
- 消火活動は、消火訓練を受けた者を含め、複数人で対応するものとする。
- 消防局（消防署）又は消防団到着後は、消火活動等を一旦停止し、消防局（消防署）等の指揮・命令に従うものとする。

【消防資機材】
- 消防資機材の調達及び管理は、町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任において行うものとする。
- 町内会及び自主防災組織は、消防資機材を適正に管理するとともに、点検を年１回以上実施するものとする。

訓練・点検等の内容の例示

【消火訓練の例】
- 火災通報、避難誘導、交通誘導に関する訓練
- 消火栓の操作に関する訓練
- ホースの展張、結合及び離脱に関する訓練
- 筒先（ノズル）の結合、離脱及び操作に関する訓練
- 町内会及び自主防災組織内の連携・安全確保に関する訓練（放水始め・止めなどの声掛け、退避判断 ほか）



【消火栓を使用した消火活動の例】
- 逃げ道が確保されているなど、安全に消火活動ができる状況で行う。
- 消火栓を操作する人、ホースを展張、結合等する人、筒先（ノズル）を結合、操作等する人を決め、放水始め、放水止めなどの声掛けを行いながら、常に連携し行う。
- 消火活動の際は、火災現場周辺の環境や交通状況等に注意を払いつつ、事故や二次災害に注意し行う。

【消防資機材の点検例】
- ホースは使用できる状態か。
- 筒先（ノズル）は正常に作動するか。損傷はないか。 など

災害補償及び共済制度

- 火災現場において、民間の協力者が消防作業等に協力したことにより、死亡、負傷等した場合は、新潟県市町村総合事務組合が行う公務災害補償により補償される。
- 町内会及び自主防災組織が地域内で実施する訓練（消火訓練・避難訓練・防災訓練）に対しても、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度の対象になる。　※対象となるためには「自主防災訓練等実施計画書」の提出が必要

消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙2

上越市 JOETSU CITY

市への相談

・市民が消火栓の使用を考えている場合、まずは危機管理課に相談
※消火栓を使用する場合、消火活動に必要な消防資機材の準備と定期的な訓練、複数人での対応が必要なことなどを伝える。

消防資機材の準備

・消火訓練に必要な消防資機材（消防ホース、筒先（ノズル）、ヘルメットなど）を、町内会及び自主防災組織で準備
※市では、消防資機材の調達及び管理に対する補助等は行わない。
消火訓練を実施する町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任で準備を行う。

年１回以上、消防資機材の点検と消火訓練を実施

訓練計画の作成

・日時、場所、参加者を決める。
・必要に応じて、市や関係機関（消防団、消防署、ガス水道局、警察署など）等との調整を行う。

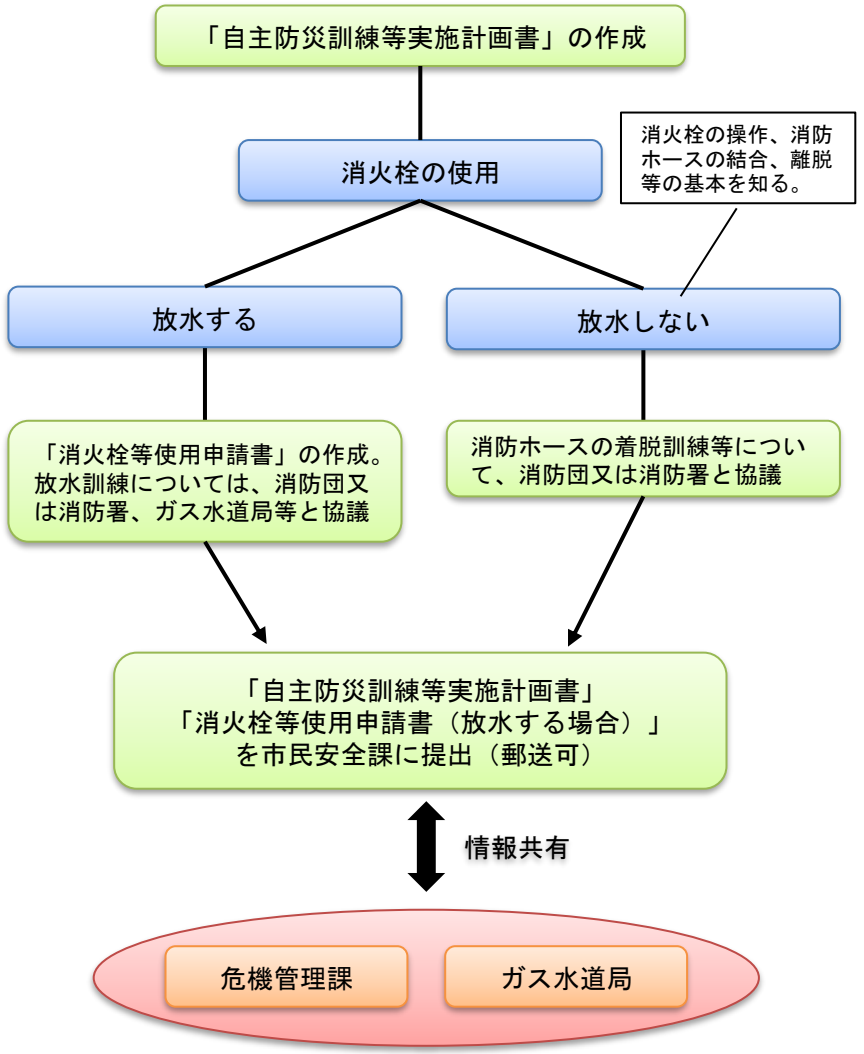
各種申請等

・「自主防災訓練等実施計画書」「消火栓等使用申請書（放水する場合）」を市民安全課に提出
・訓練に当たり道路を使用する場合、道路使用許可申請書を警察署に提出
※計画書及び各申請書は、訓練実施日の概ね2週間前までに提出

点検・訓練の実施

・訓練は、原則、消防団又は消防署が立会いの上、留意事項等を確認し、実施する。

■「自主防災訓練等実施計画書」の提出までの流れ



令和8年度
第3回保倉区地域協議会
自主的な審議　資料

令和8年8月6日(木)

地域行事の振返り
8月2日(日)保倉地区早朝ラジオ体操









令和8年8月2日(日)
保倉早朝ラジオ体操

令和8年8月2日(日)
保倉早朝ラジオ体操後レク



保倉じゃんけん最強王決定戦



もじもじマッチ（保倉名物ワード）



保倉駐在所からのアナウンス



スタンプ押印・お菓子と花火



令和8年8月2日(日)

保倉早朝ラジオ体操

10月の100キロマラソン応援事業タオル配布

（参考）早朝ラジオ体操実績

R6年8月4日(日)	R7年8月3日(日)	R8年8月2日(日)
参加者：約80人	参加者：約150人	参加者：約160人











消防団・体育委員の皆さんの意見(R7.11.25)/子ども会役員との懇談(R8.6.25)

■早朝ラジオ体操について（消防団・体育委員の皆さんの意見　R7.11.25）

感想・実態	具体的なアイディア
・町内ばらばらな状態が続いているのに、地区みんなでラジオ体操をやるのはどうなのか ・町内では子ども2世帯のみで、継続できない ・町内では子どもが少なく、同級生もいないので隣の町内に行っている ・町内ではコロナきっかけにやめて復活しない ・子どもがいないと参加しづらい	・各町内会のラジオ体操実施状況を洗い出す。子ども会に聞いてみる ・子どもだけではなく、大人の関わりも必要。前に立つ人を6年生だけではなく、町内会持ち回りにしてはどうか ・保倉地区の役員の顔を知ってもらうため、役員も前に出る
・6年生は地域貢献を学習しているので張り切って参加していた。6年生が前に立つ意識がある ・夏休み、同級生に会える貴重な機会になっている ・子どもは正直なところ、面倒くさがっている ・ハンコ押印をしてあげたら、子どもは喜んでいた ・子どもにも地域の行事に参加する大切さを教えるために、参加を続けている ・大勢の人が集まって一体となってやるのは気持ちがいいことだと思った	・子ども会単位で参加し、特典を設ける →例）花火セット、夜に集まる思い出もできる ・ラジオ体操+生態観察とコラボして集約する ・ラジオ体操後にちょっとしたイベントで楽しむ ・ジャンケン大会・抽選会・輪投げ ・宝探し（積雪シーズンでも可） ・クイズ（ABの選択で、保倉にまつわる問題） ・大人数だからこそできる、ギネスチャレンジのようなもの（歩こう会の雨天案にも利用）

意見を参考に今年のラジオ体操を工夫

■早朝ラジオ体操について（子ども会役員との懇談　R8.6.25）

・町内での活動が難しくなってきているからこそ、保倉地区全体やる。今までどおりにはできない状態だから協力する。 ・子ども会の活動は続けられない声もあるが、町内会や保倉地区の行事に子どもと一緒に参加するのは気軽に参加できる。	・ラジオ体操実施は4（小泉・上青野・中青野・下五貫野）/17町内会 ・参加者が少し関われるようなゲームで地域イベントの価値を感じられると次回の参加につながる。

保倉地区早朝ラジオ体操
令和8年度の実施状況と来年度への引継ぎ事項

取組項目	令和8年度の実施状況	来年度への引継ぎ事項
◆子どもを真ん中に集う	・保育園、小学校への周知 ・子ども会役員を通した周知 ・ミニゲーム ・子どもへの参加賞を充実させた	
◆地域の次の世代を育てる（保倉区の維持）	・若者有志のゲーム企画	
◆暮らしに直結する地域活動（町内会活動の維持）	・回覧板での周知 ・町内会ごとに整列	
◆令和の地域情報のあり方	・紙チラシを写真に撮って、子ども会LINEで周知 ・地域協議会だよりで全戸配布	

子ども会役員との懇談会(R8.6.25実施)振り返り



- 参加者リスト（出席5人）

・下百々、駒林、下青野、下吉野、下五貫野

- 子ども会の活動について

・親の仕事や子どもの習い事で日程調整が難しく、活動をやめようかという話が出ている

・夏休みの平日にイベントをしたり、夕方の時間に設定することで、日程をやりくりしている

・夏祭りを頑張っていて、住んでいない「孫」も参加して盛り上がっている

・人数が減っていて、登校班についても心配。他の町内と合同で子ども会を運営する案もある。その場合は町内会からの支援金を調整してほしい。

・役員の引継ぎ会があるが、コロナ前の活動は分からない。1度やらないことを選択すると、戻らない。

・子ども会の運営は移住したり、嫁いできて、近所の同世代と関わるきっかけにはなっている。

- 行事について（特にバーベキューについてが話題になった）

・子どもが喜ぶこと、楽しいことはやってみたい気持ちはある。バーベキューやビンゴなど、ある程度人数がいると楽しいことは、保護者世代も協力して子どものためにもやりたい。今は、町内会行事でないと人数が確保されないのではないか

・子ども会だけで実施してきたが、今はできない。町内会の行事に子どもと参加するのが気軽

・町内会行事の防災訓練の後にバーベキューが実施され、子どもと参加している

・町内会行事のクリーン活動後にバーベキューが実施され、全世帯が対象であるから、子どもと参加する

- 感想

・他の町内の活動を知ることができてよかった。今日のような他町内会との交流があると意識も変わって、地域活性化にもつながると思う。定期的な開催もよいのではないか。

・これまでの子ども会は子どもの親が自主的に運営してきた
・自主的＝子どもの減少から活動をやめる選択も増加。それに代わる機会を考えていく必要がある